

■介護従事者の処遇改善、24年度調査の実施案を了承

- ・ 社会保障審議会・介護給付費分科会の介護事業経営調査委員会は6月25日、介護従事者の処遇改善が進んでいるかを明らかにするため2024年度に行う調査の実施案を了承した。従来の3つの加算を一本化して新設された「介護職員等処遇改善加算」の届け出や、介護従事者のベースアップなどの状況を把握する。
- ・ 委員会の田辺国昭委員長（東京大学大学院法学政治学研究科教授）はこの日の会合で、介護給付費分科会に調査案を近く報告する方針を説明した。
- ・ 24年度の「介護従事者処遇状況等調査」は、介護報酬の改定を踏まえて3年ごとに行う定期調査に当たり、介護職員等処遇改善加算の届け出や、24年度のベースアップによる賃金の増加率などの10月時点での状況を聞く。厚生労働省は、調査結果を介護報酬改定の基礎資料にする方針で、25年3月ごろ公表される見通し。
- ・ 厚労省が委員会に示した実施案によると、24年度の調査は、介護保険施設のほか、訪問介護や通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護などの事業所と、それらの施設や事業所に在籍する介護従事者を対象に実施する。
- ・ 施設・事業所への調査では、介護職員等処遇改善加算を活用して行うベースアップ分に「賃上げ促進税制」が適用される見込みがあるかどうかや、介護職員等処遇改善加算の財源を配分した職種なども把握する。
- ・ 21年度に行った定期調査では新型コロナウイルスの感染拡大の影響も尋ねたが、「記入者負担を考慮し」（厚労省）、今回は削除する。

※詳細は下記の資料をご参照ください。

第39回社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会（web会議）
資料（令和6年6月25日（火））

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40965.html